

議案第1号

教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則を次のように定めることについて、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和8年1月15日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聰

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則（昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア中「生徒又は幼児」を「生徒、児童若しくは幼児」に改め、同条第3項第1号ア中「6時間」を「4時間」に、「7,500円」を「8,000円」に改め、同号イ中「6時間」を「4時間」に改め、同号ウを削り、同項第2号ア中「6時間」を「4時間」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同号イ中「6時間」を「4時間」に改め、同号ウを削り、同項第5号ウ中「2時間」を「1時間」に改める。

第5条の3各号列記以外の部分中「掲げる額」の次に「（給与条例第3条第3項第1号に規定する学級を担任する業務を行う教育職員にあっては、当該額に3,000円を加えた額）」を加える。

第5条の6第1項の表中「80号給以上のもの」の次に「又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第54号）附則第5項に規定する暫定再任用教育職員（以下単に「暫定再任用教育職員」という。）」を、「119号給以下のもの」の次に「又は暫定再任用教育職員」を加え、同条第3項の表中「84号給以上のもの」の次に「又は暫定再任用教育職員」を、「123号給以下のもの」の次に「又は暫定再任用教育職員」を加える。

第6条本文中「7,500円」を「4級の職務にある者にあっては31,700円、5級の職務にある者にあっては24,200円」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、昇格（教育職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）した場合において、昇格後の給料月額に加算額を加えた額（以下「昇格後の給料月額」という。）が、昇格日の前日に受けていた給料

月額に3級の職務の級にある者にあっては教職調整額を、4級の職務の級にある者にあっては加算額を加えた額（以下「昇格前の給料月額」という。）に満たない場合にあっては、昇格前の給料月額から昇格後の給料月額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

（令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における加算額の特例）

8 次の表の左欄に掲げる期間における第6条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「4級の職務にある者にあっては31,700円、5級の職務にある者にあっては24,200円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては11,500円、5級の職務にある者にあっては4,000円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては15,600円、5級の職務にある者にあっては8,100円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては19,600円、5級の職務にある者にあっては12,100円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては23,600円、5級の職務にある者にあっては16,100円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては27,700円、5級の職務にある者にあっては20,200円

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条の3関係）

教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
	1	1,300	1,400	2,300	3,400	5,100
	2	1,300	1,400	2,300	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	2,300	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	2,300	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
	6	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
	7	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
	8	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
	9	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
	10	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
	11	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
	12	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
	13	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
	14	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
	15	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
	16	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
	17	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500
	18	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500
	19	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500
	20	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500
	21	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
	23	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
	24	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
	25	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
	26	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
	27	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
	28	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
	29	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
	30	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
	31	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
	32	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
	33	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600
	34	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600

35	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600
36	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600
37	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
38	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
39	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
40	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
41	2,200	2,400	3,700	4,400	5,600
42	2,200	2,400	3,700	4,400	
43	2,200	2,400	3,700	4,400	
44	2,200	2,400	3,700	4,400	
45	2,200	2,600	3,800	4,600	
46	2,200	2,600	3,800	4,600	
47	2,200	2,600	3,800	4,600	
48	2,200	2,600	3,800	4,600	
49	2,300	2,700	3,800	4,700	
50	2,300	2,700	3,800	4,700	
51	2,300	2,700	3,800	4,700	
52	2,300	2,700	3,800	4,700	
53	2,400	2,800	3,900	4,700	
54	2,400	2,800	3,900	4,700	
55	2,400	2,800	3,900	4,700	
56	2,400	2,800	3,900	4,700	
57	2,400	3,000	4,000	4,800	
58	2,400	3,000	4,000	4,800	
59	2,400	3,000	4,000	4,800	
60	2,400	3,000	4,000	4,800	
61	2,500	3,200	4,100	4,900	
62	2,500	3,200	4,100	4,900	
63	2,500	3,200	4,100	4,900	
64	2,500	3,200	4,100	4,900	
65	2,600	3,300	4,200	5,000	
66	2,600	3,300	4,200	5,000	
67	2,600	3,300	4,200	5,000	
68	2,600	3,300	4,200	5,000	
69	2,600	3,400	4,300	5,200	
70	2,600	3,400	4,300	5,200	
71	2,600	3,400	4,300	5,200	
72	2,600	3,400	4,300	5,200	
73	2,700	3,500	4,400	5,200	

定年前再任用 短時間勤務教 育職員以外の 教育職員	74	2,700	3,500	4,400	5,200
	75	2,700	3,500	4,400	5,200
	76	2,700	3,500	4,400	5,200
	77	2,800	3,700	4,400	5,200
	78	2,800	3,700	4,400	5,200
	79	2,800	3,700	4,400	5,200
	80	2,800	3,700	4,400	5,200
	81	2,800	3,800	4,500	5,200
	82	2,800	3,800	4,500	5,200
	83	2,800	3,800	4,500	5,200
	84	2,800	3,800	4,500	5,200
	85	2,800	3,800	4,600	5,300
	86	2,800	3,800	4,600	5,300
	87	2,800	3,800	4,600	5,300
	88	2,800	3,800	4,600	5,300
	89	2,900	3,900	4,700	5,300
	90	2,900	3,900	4,700	5,300
	91	2,900	3,900	4,700	5,300
	92	2,900	3,900	4,700	5,300
	93	3,000	4,000	4,800	5,300
	94	3,000	4,000	4,800	5,300
	95	3,000	4,000	4,800	5,300
	96	3,000	4,000	4,800	5,300
	97	3,100	4,100	4,900	5,300
	98	3,100	4,100	4,900	5,300
	99	3,100	4,100	4,900	5,300
	100	3,100	4,100	4,900	5,300
	101	3,100	4,200	5,100	5,300
	102	3,100	4,200	5,100	5,300
	103	3,100	4,200	5,100	5,300
	104	3,100	4,200	5,100	5,300
	105	3,200	4,300	5,100	5,300
	106	3,200	4,300	5,100	5,300
	107	3,200	4,300	5,100	5,300
	108	3,200	4,300	5,100	5,300
	109	3,200	4,400	5,200	5,300
	110	3,200	4,400	5,200	
	111	3,200	4,400	5,200	
	112	3,200	4,400	5,200	

113	3, 200	4, 400	5, 200
114	3, 200	4, 400	5, 200
115	3, 200	4, 400	5, 200
116	3, 200	4, 400	5, 200
117	3, 300	4, 500	5, 200
118	3, 300	4, 500	5, 200
119	3, 300	4, 500	5, 200
120	3, 300	4, 500	5, 200
121	3, 300	4, 600	5, 200
122	3, 300	4, 600	5, 200
123	3, 300	4, 600	5, 200
124	3, 300	4, 600	5, 200
125	3, 300	4, 700	5, 200
126	3, 300	4, 700	5, 200
127	3, 300	4, 700	5, 200
128	3, 300	4, 700	5, 200
129	3, 400	4, 700	5, 200
130	3, 400	4, 700	5, 200
131	3, 400	4, 700	5, 200
132	3, 400	4, 700	5, 200
133	3, 400	4, 700	5, 200
134	3, 400	4, 700	5, 200
135	3, 400	4, 700	5, 200
136	3, 400	4, 700	5, 200
137	3, 400	4, 700	5, 200
138	3, 400	4, 700	
139	3, 400	4, 700	
140	3, 400	4, 700	
141	3, 500	4, 700	
142	3, 500	4, 700	
143	3, 500	4, 700	
144	3, 500	4, 700	
145	3, 500	4, 800	
146	3, 500	4, 800	
147	3, 500	4, 800	
148	3, 500	4, 800	
149	3, 500	4, 900	
150	3, 500	4, 900	
151	3, 500	4, 900	

	152	3,500	4,900			
	153	3,500	4,900			
	154	3,500	4,900			
	155	3,500	4,900			
	156	3,500	4,900			
	157	3,600	4,900			
	158	3,600	4,900			
	159	3,600	4,900			
	160	3,600	4,900			
	161	3,700	5,100			
	162	3,700	5,100			
	163	3,700	5,100			
	164	3,700	5,100			
	165	3,700	5,100			
	166		5,100			
	167		5,100			
	168		5,100			
	169		5,100			
	170		5,100			
	171		5,100			
	172		5,100			
	173		5,200			
	174		5,200			
	175		5,200			
	176		5,200			
	177		5,200			
	178		5,200			
	179		5,200			
	180		5,200			
	181		5,200			
	182		5,200			
	183		5,200			
	184		5,200			
	185		5,200			
定年前再任用 短時間勤務教 育職員		2,200	2,700	3,000	3,500	4,400

別表第3（第5条の3関係）

中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者

号給	給料月額
	円
1	1,400
2	1,400
3	1,400
4	1,400
5	1,600
6	1,600
7	1,600
8	1,600
9	1,700
10	1,700
11	1,700
12	1,700
13	1,700
14	1,700
15	1,700
16	1,700
17	1,800
18	1,800
19	1,800
20	1,800
21	1,900
22	1,900
23	1,900
24	1,900
25	2,000
26	2,000
27	2,000
28	2,000
29	2,100
30	2,100
31	2,100
32	2,100
33	2,200
34	2,200
35	2,200

36	2,200
37	2,300
38	2,300
39	2,300
40	2,300
41	2,400
42	2,400
43	2,400
44	2,400
45	2,600
46	2,600
47	2,600
48	2,600
49	2,700
50	2,700
51	2,700
52	2,700
53	2,800
54	2,800
55	2,800
56	2,800
57	3,000
58	3,000
59	3,000
60	3,000
61	3,200
62	3,200
63	3,200
64	3,200
65	3,300
66	3,300
67	3,300
68	3,300
69	3,400
70	3,400
71	3,400
72	3,400
73	3,500
74	3,500

75	3,500
76	3,500
77	3,700
78	3,700
79	3,700
80	3,700
81	3,800
82	3,800
83	3,800
84	3,800
85	3,800
86	3,800
87	3,800
88	3,800
89	3,900
90	3,900
91	3,900
92	3,900
93	4,000
94	4,000
95	4,000
96	4,000
97	4,100
98	4,100
99	4,100
100	4,100
101	4,200
102	4,200
103	4,200
104	4,200
105	4,300
106	4,300
107	4,300
108	4,300
109	4,400
110	4,400
111	4,400
112	4,400
113	4,400

114	4, 400
115	4, 400
116	4, 400
117	4, 500
118	4, 500
119	4, 500
120	4, 500
121	4, 600
122	4, 600
123	4, 600
124	4, 600
125	4, 700
126	4, 700
127	4, 700
128	4, 700
129	4, 700
130	4, 700
131	4, 700
132	4, 700
133	4, 700
134	4, 700
135	4, 700
136	4, 700
137	4, 700
138	4, 700
139	4, 700
140	4, 700
141	4, 700
142	4, 700
143	4, 700
144	4, 700
145	4, 800
146	4, 800
147	4, 800
148	4, 800
149	4, 900
150	4, 900
151	4, 900
152	4, 900

153	4,900
154	4,900
155	4,900
156	4,900
157	4,900
158	4,900
159	4,900
160	4,900
161	5,100
162	5,100
163	5,100
164	5,100
165	5,100
166	5,100
167	5,100
168	5,100
169	5,100
170	5,100
171	5,100
172	5,100
173	5,200
174	5,200
175	5,200
176	5,200
177	5,200
178	5,200
179	5,200
180	5,200
181	5,200
182	5,200
183	5,200
184	5,200
185	5,200

## 附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

### (提案理由)

神奈川県の教育職員に準じて、本市教育職員の手当に係る規定を改めることと、所要の条文整備をするため、この規則を改正する。

旧	新
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第5条 教員特殊業務手当は、給与条例別表第1に規定する教育職給料表(以下単に「教育職給料表」という。)又は別表第2に規定する中学校任期付教育職給料表(以下「中学校任期付教育職給料表」という。)の適用を受ける者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が次項に定める程度に及ぶときに支給する。ただし、教育職給料表の適用を受ける教育職員のうちその属する職務の級が4級又は5級である者にあっては、第5号に掲げる業務に限るものとする。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p> <p>ア 非常災害時における<u>生徒又は幼児</u>(以下「生徒等」という。)の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</p> <p>イ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>ウ 生徒等に対する緊急の補導業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校及びその他教育委員会が認めるもの(学校が計画実施するものに限る。)において生徒等を引率して行う指導業務</p> <p>(3) 国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であって、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの(前号に規定するものを除く。)に生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日(日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)若しくは勤務時間条例第9条に規定する休日(以下「休日」という。)に行うもの</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてクラブ活動に準ずる活動をいう。以下同じ。)又は学校行事として行われる保健・安全的行事における生徒等に対する指導業務</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第5条 教員特殊業務手当は、給与条例別表第1に規定する教育職給料表(以下単に「教育職給料表」という。)又は別表第2に規定する中学校任期付教育職給料表(以下「中学校任期付教育職給料表」という。)の適用を受ける者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が次項に定める程度に及ぶときに支給する。ただし、教育職給料表の適用を受ける教育職員のうちその属する職務の級が4級又は5級である者にあっては、第5号に掲げる業務に限るものとする。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p> <p>ア 非常災害時における<u>生徒、児童若しくは幼児</u>(以下「生徒等」という。)の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</p> <p>イ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>ウ 生徒等に対する緊急の補導業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校及びその他教育委員会が認めるもの(学校が計画実施するものに限る。)において生徒等を引率して行う指導業務</p> <p>(3) 国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であって、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの(前号に規定するものを除く。)に生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日(日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)若しくは勤務時間条例第9条に規定する休日(以下「休日」という。)に行うもの</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてクラブ活動に準ずる活動をいう。以下同じ。)又は学校行事として行われる保健・安全的行事における生徒等に対する指導業務</p>

旧	新
(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの (6) 定時制課程に併任されて校長の命ずる業務を行うもの	(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの (6) 定時制課程に併任されて校長の命ずる業務を行うもの
2 前項に規定する業務の程度は、次に掲げるとおりとする。 (1) 前項第1号の業務は、週休日若しくは休日において業務に従事した時間が1時間以上に及ぶとき又はその他の日において業務に従事した時間が勤務時間条例第3条第2項に規定する正規の勤務時間に割り振られた正規の勤務時間を超えて1時間以上に及ぶとき。 (2) 前項第2号及び第3号の業務は、その日において業務に従事した時間が4時間以上に及ぶとき。	2 前項に規定する業務の程度は、次に掲げるとおりとする。 (1) 前項第1号の業務は、週休日若しくは休日において業務に従事した時間が1時間以上に及ぶとき又はその他の日において業務に従事した時間が勤務時間条例第3条第2項に規定する正規の勤務時間に割り振られた正規の勤務時間を超えて1時間以上に及ぶとき。 (2) 前項第2号及び第3号の業務は、その日において業務に従事した時間が4時間以上に及ぶとき。
3 第1項の規定による手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。 (1) 第1項第1号アの業務 ア 従事した時間が <u>6時間以上</u> のもの 7,500円 イ 従事した時間が <u>2時間以上6時間未満</u> のもの 1,100円 <u>ウ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの</u> 500円 (2) 第1項第1号イ及びウの業務 ア 従事した時間が <u>6時間以上</u> のもの 7,000円 イ 従事した時間が <u>2時間以上6時間未満</u> のもの 900円 <u>ウ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの</u> 400円 (3) 第1項第2号の業務 ア 泊を伴うもの 5,100円 イ 泊を伴わないもの 1,200円 (4) 第1項第3号の業務 5,100円 (5) 第1項第4号の業務	3 第1項の規定による手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。 (1) 第1項第1号アの業務 ア 従事した時間が <u>4時間以上</u> のもの 8,000円 イ 従事した時間が <u>2時間以上4時間未満</u> のもの 1,100円 (2) 第1項第1号イ及びウの業務 ア 従事した時間が <u>4時間以上</u> のもの 8,000円 イ 従事した時間が <u>2時間以上4時間未満</u> のもの 900円 (3) 第1項第2号の業務 ア 泊を伴うもの 5,100円 イ 泊を伴わないもの 1,200円 (4) 第1項第3号の業務 5,100円 (5) 第1項第4号の業務

旧	新
<p>ア 週休日又は休日に部活動における生徒等に対する指導業務で従事した時間が連続して3時間以上であるもの 2,700円</p> <p>イ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が3時間以上のもの(アに掲げる業務を除く。) 1,200円</p> <p>ウ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が<u>2</u>時間以上3時間未満のもの 600円</p> <p>エ 定時制課程を置く高等学校に勤務する教育職員が、正規の勤務時間を超えて夜間に1時間以上3時間未満従事したもの 600円</p> <p>(6) 第1項第5号の業務</p> <p>ア 従事した時間が2時間以上のもの 1,200円</p> <p>イ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの 600円</p> <p>(7) 第1項第6号の業務 900円</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務教育職員にあっては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>ア 週休日又は休日に部活動における生徒等に対する指導業務で従事した時間が連続して3時間以上であるもの 2,700円</p> <p>イ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が3時間以上のもの(アに掲げる業務を除く。) 1,200円</p> <p>ウ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が<u>1</u>時間以上3時間未満のもの 600円</p> <p>エ 定時制課程を置く高等学校に勤務する教育職員が、正規の勤務時間を超えて夜間に1時間以上3時間未満従事したもの 600円</p> <p>(6) 第1項第5号の業務</p> <p>ア 従事した時間が2時間以上のもの 1,200円</p> <p>イ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの 600円</p> <p>(7) 第1項第6号の業務 900円</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務教育職員にあっては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第5条の3 給与条例第3条の6第2項の規定により教育委員会が定める義務教育等教員特別手当の額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。	第5条の3 給与条例第3条の6第2項の規定により教育委員会が定める義務教育等教員特別手当の額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(給与条例第3条第3項第1号に規定する学級を担任する業務を行う教育職員にあっては、当該額に3,000円を加えた額)とする。
<p>(1) 市立高等学校に勤務する教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(2) 前号に規定する教育職員のうち、給与条例第3条の3の規定による産業教育手当の支給を受ける教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額の2分の1を乗じて得た</p>	<p>(1) 市立高等学校に勤務する教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(2) 前号に規定する教育職員のうち、給与条例第3条の3の規定による産業教育手当の支給を受ける教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額の2分の1を乗じて得た</p>

旧	新								
<p>額(産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)</p> <p>(3) 第1号に規定する教育職員のうち、給与条例第3条の4の規定による定時制教育手当の支給を受ける教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)</p> <p>(4) 市立中学校の任期付教育職員 その者の受ける号給に対応する別表第3に掲げる額</p> <p>(5) 定年前再任用短時間勤務教育職員 別表第2定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</p>	<p>た額(産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)</p> <p>(3) 第1号に規定する教育職員のうち、給与条例第3条の4の規定による定時制教育手当の支給を受ける教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)</p> <p>(4) 市立中学校の任期付教育職員 その者の受ける号給に対応する別表第3に掲げる額</p> <p>(5) 定年前再任用短時間勤務教育職員 別表第2定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</p>								
<p>(期末手当基礎額等の加算)</p> <p>第5条の6 給与条例第4条の規定により期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	<p>(期末手当基礎額等の加算)</p> <p>第5条の6 給与条例第4条の規定により期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">対象となる教育職員及び教育職員の区分</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けていたもの</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち137号給以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合	教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けていたもの	100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち137号給以上のもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">対象となる教育職員及び教育職員の区分</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けたもの</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの 又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員 並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第54号）附則第5項に規定する暫定再任用教育職</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合	教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けたもの	100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの 又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員 並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第54号）附則第5項に規定する暫定再任用教育職
対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合								
教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けていたもの	100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち137号給以上のもの								
対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合								
教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けたもの	100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの 又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員 並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第54号）附則第5項に規定する暫定再任用教育職								

旧			新		
				員（以下単に「暫定再任用教育職員」という。）、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち137号給以上のもの	
	3級の職務にある者のうち79号給以下のもの、2級の職務にある者のうち70号給以上119号給以下のもの及び1級の職務にある者のうち97号給以上136号給以下のもの	100分の5		3級の職務にある者のうち79号給以下のもの、2級の職務にある者のうち70号給以上119号給以下のもの又は暫定再任用教育職員及び1級の職務にある者のうち97号給以上136号給以下のもの	100分の5
中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者	120号給以上の者 70号給以上119号給以下の者	100分の10 100分の5	中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者	120号給以上の者 70号給以上119号給以下の者	100分の10 100分の5
2 平成2年4月1日以後に新たに教育職員となった者に対する前項の規定の適用については、同項の表中「80号給以上」とあるのは「84号給以上」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「137号給以上」とあるのは「142号給以上」と、「79号給以下」とあるのは「83号給以下」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」と、「97号給以上136号給以下」とあるのは「101号給以上141号給以下」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」とする。	2 平成2年4月1日以後に新たに教育職員となった者に対する前項の規定の適用については、同項の表中「80号給以上」とあるのは「84号給以上」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「137号給以上」とあるのは「142号給以上」と、「79号給以下」とあるのは「83号給以下」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」と、「97号給以上136号給以下」とあるのは「101号給以上141号給以下」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」とする。	3 第1項の規定にかかわらず、平成19年4月1日以後に新たに教育職員となった者に係る期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。			

旧		新	
対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合	対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合
教育職給料表の適用を受ける者 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち84号給以上のもの、2級の職務にある者のうち124号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち141号給以上のもの	100分の15	教育職給料表の適用を受ける者 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち84号給以上のもの又は暫定再任用教育職員、2級の職務にある者のうち124号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち141号給以上のもの	100分の15
3級の職務にある者のうち83号給以下のもの、2級の職務にある者のうち74号給以上123号給以下のもの及び1級の職務にある者のうち101号給以上140号給以下のもの	100分の5	3級の職務にある者のうち83号給以下のもの、2級の職務にある者のうち74号給以上123号給以下のもの又は暫定再任用教育職員及び1級の職務にある者のうち101号給以上140号給以下のもの	100分の5
中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者 124号給以上の者 74号給以上123号給以下の者	100分の10 100分の5	中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者 124号給以上の者 74号給以上123号給以下の者	100分の10 100分の5
(教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額)		(教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額)	
第6条 措置条例第5条第1項に規定する教育委員会規則で定める額(以下「加算額」という。)は、 <u>7,500円</u> とする。 <u>ただし、3級の職務の級にある者が4級の職務にある者となった場合において、昇格後の4級の職務の級の号給に加算額をえた額(以下「4級の額」という。)が、昇格日の前日に受けている3級の職務の級の号給に教職調整額をえた額(以下「3級の額」という。)に満たない場合にあっては、3級の額から4級の額を控除して得た額(100円未満の端数</u>		第6条 措置条例第5条第1項に規定する教育委員会規則で定める額(以下「加算額」という。)は、 <u>4級の職務にある者にあっては 31,700円、5級の職務にあるものにあっては 24,200円</u> とする。 <u>ただし、昇格(教育職員の職務の級を上位の職務の級に変更すること</u> をいう。以下同じ。)した場合において、昇格後の給料月額に加算額をえた額(以下「昇格後の給料月額」という。)が、昇格日の前日に受けている給料月額に3級の職務の級にある者にあっては教職調整額を、4級の職務の級にある者にあっては加算額	

旧	新
<p><u>を生じたときは、これを切り上げた額)を加算した額とする。</u></p>	<p><u>を加えた額（以下「昇格前の給料月額」という。）に満たない場合にあっては、昇格前の給料月額から昇格後の給料月額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。</u></p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。 (教育業務連絡調整手当の特例)</p> <p>2 教育業務連絡調整手当については、第5条の2の規定にかかわらず、当分の間、支給しない。 (教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額の経過措置)</p> <p>3 平成19年4月1日(以下「切替日」という。)から平成24年3月31日までの間に教育職給料表の3級に昇格する者のうち当該昇格後にその者に適用される教育職給料表の3級に掲げる給料月額、第6条に規定する加算額及び市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年横須賀市条例第49号。以下「改正条例」という。)附則第2項又は第3項の規定による給料の額の合計額が切替日の前日ににおいて受けていた給料月額(市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年横須賀市条例第16号)附則第7項に規定する給料を支給されている教育職員(以下「差額支給教育職員」という。)のうち平成21年12月1日において市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年横須賀市条例第41号)附則第2項に規定する教育職員(以下「減額改定対象教育職員」という。)にあっては、切替日の前日に受けていた給料</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。 (教育業務連絡調整手当の特例)</p> <p>2 教育業務連絡調整手当については、第5条の2の規定にかかわらず、当分の間、支給しない。 (教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額の経過措置)</p> <p>3 平成19年4月1日(以下「切替日」という。)から平成24年3月31日までの間に教育職給料表の3級に昇格する者のうち当該昇格後にその者に適用される教育職給料表の3級に掲げる給料月額、第6条に規定する加算額及び市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年横須賀市条例第49号。以下「改正条例」という。)附則第2項又は第3項の規定による給料の額の合計額が切替日の前日ににおいて受けていた給料月額(市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年横須賀市条例第16号)附則第7項に規定する給料を支給されている教育職員(以下「差額支給教育職員」という。)のうち平成21年12月1日において市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年横須賀市条例第41号)附則第2項に規定する教育職員(以下「減額改定対象教育職員」という。)にあっては、切替日の前日に受けていた給料</p>

旧	新
<p>月額(以下「旧給料月額」という。)に100分の99.65を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)) (差額支給教育職員のうち、平成21年12月1日において減額改定対象教育職員以外の職員であるものにあっては、旧給料月額に100分の99.83を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下「調整後給料月額」という。))及び調整後給料月額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額に達しないこととなるものに係る加算額は、当該加算額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p>	<p>月額(以下「旧給料月額」という。)に100分の99.65を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)) (差額支給教育職員のうち、平成21年12月1日において減額改定対象教育職員以外の職員であるものにあっては、旧給料月額に100分の99.83を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下「調整後給料月額」という。))及び調整後給料月額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額に達しないこととなるものに係る加算額は、当該加算額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p>
<p>4 平成24年4月1日以後に教育職給料表の4級に昇格する者のうち当該昇格後にその者に適用される教育職給料表の4級に掲げる給料月額、第6条に規定する加算額及び改正条例附則第2項若しくは第3項又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年横須賀市条例第11号)附則第2項若しくは第3項の規定による給料の額の合計額が調整後給料月額及び調整後給料月額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額に達しないこととなるものに係る加算額は、当該加算額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>(給与条例附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員の支給額)</p>	<p>4 平成24年4月1日以後に教育職給料表の4級に昇格する者のうち当該昇格後にその者に適用される教育職給料表の4級に掲げる給料月額、第6条に規定する加算額及び改正条例附則第2項若しくは第3項又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年横須賀市条例第11号)附則第2項若しくは第3項の規定による給料の額の合計額が調整後給料月額及び調整後給料月額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額に達しないこととなるものに係る加算額は、当該加算額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>(給与条例附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員の支給額)</p>
<p>5 紙与条例附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員の管理職手当の額及び加算額は、第2条及び第6条の規定にかかわらず、当該管理職手当の額又は加算額から、当該教育職員の管理職手当の額又は加算額にそれぞれ100分の0.55を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p>	<p>5 紙与条例附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員の管理職手当の額及び加算額は、第2条及び第6条の規定にかかわらず、当該管理職手当の額又は加算額から、当該教育職員の管理職手当の額又は加算額にそれぞれ100分の0.55を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p>

旧	新						
(平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当に関する特例)	(平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当に関する特例)						
6 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第2条、第6条及び前項の規定にかかわらず、前項の規定により定められる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。	6 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第2条、第6条及び前項の規定にかかわらず、前項の規定により定められる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。						
(平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における加算額に関する特例)	(平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における加算額に関する特例)						
7 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における加算額は、第6条及び第5項の規定にかかわらず、第5項の規定により定められる額から、当該額に100分の5.5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。	7 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における加算額は、第6条及び第5項の規定にかかわらず、第5項の規定により定められる額から、当該額に100分の5.5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。						
<u>(令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における加算額の特例)</u>							
<u>8 次の表の左欄に掲げる期間における第6条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「4級の職務にある者にあっては31,700円、5級の職務にある者にあっては24,200円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 50%;">令和8年1月1日から同年12月31日まで</td> <td style="padding: 5px; width: 50%;">4級の職務にある者にあっては11,500円、5級の職務にある者にあっては4,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和9年1月1日から同年12月31日まで</td> <td style="padding: 5px;">4級の職務にある者にあっては15,600円、5級の職務にある者にあっては8,100円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和10年1月1日から同年12月31日まで</td> <td style="padding: 5px;">4級の職務にある者にあっては19,600円、5級の</td> </tr> </table>		令和8年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては11,500円、5級の職務にある者にあっては4,000円	令和9年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては15,600円、5級の職務にある者にあっては8,100円	令和10年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては19,600円、5級の
令和8年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては11,500円、5級の職務にある者にあっては4,000円						
令和9年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては15,600円、5級の職務にある者にあっては8,100円						
令和10年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては19,600円、5級の						

旧							新						
(給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員の支給額)							職務にある者にあっては 12,100円						
							令和11年1月1日から同年12月31日まで 4級の職務にある者にあっては23,600円、5級の職務にある者にあっては16,100円						
							令和12年1月1日から同年12月31日まで 4級の職務にある者にあっては27,700円、5級の職務にある者にあっては20,200円						
8 給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員に対する第2条第1号、第3条第2項、第5条の3第1号から第4号まで及び第6条の規定の適用については、第2条第1号、第3条第2項及び第6条中「とする」とあるのは「に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする」と、第5条の3第1号から第4号までの規定中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。							(給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員の支給額)						
9 給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員に対する第2条第1号、第3条第2項、第5条の3第1号から第4号まで及び第6条の規定の適用については、第2条第1号、第3条第2項及び第6条中「とする」とあるのは「に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする」と、第5条の3第1号から第4号までの規定中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。													
別表第2(第5条の3関係)							別表第2(第5条の3関係)						
教育職給料表の適用を受ける者							教育職給料表の適用を受ける者						
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
定年		円	円	円	円	円	定年		円	円	円	円	円
前再	1	2,000	2,100	3,300	4,900	7,400	前再	1	1,300	1,400	2,300	3,400	5,100
任用	2	2,000	2,100	3,300	4,900	7,400	任用	2	1,300	1,400	2,300	3,400	5,100

旧							新						
短時	3	2,000	2,100	3,300	4,900	7,400	短時	3	1,300	1,400	2,300	3,400	5,100
		2,000	2,100	3,300	4,900	7,400			1,300	1,400	2,300	3,400	5,100
間勤	4	2,000	2,100	3,300	4,900	7,400	務教	5	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
		2,000	2,300	3,500	5,100	7,500			1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
務教	5	2,000	2,300	3,500	5,100	7,500	育職	6	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
		2,000	2,300	3,500	5,100	7,500			1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
育職	6	2,000	2,300	3,500	5,100	7,500	員以	7	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
		2,000	2,300	3,500	5,100	7,500			1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
員以	7	2,000	2,300	3,500	5,100	7,500	外の	8	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
		2,000	2,300	3,500	5,100	7,500			1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
外の	8	2,000	2,300	3,500	5,100	7,500	教育	9	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
		2,000	2,300	3,500	5,100	7,500			1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
教育	9	2,100	2,400	3,700	5,200	7,600	職員	10	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
		2,100	2,400	3,700	5,200	7,600			1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
職員	10	2,100	2,400	3,700	5,200	7,600	11	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300	
		2,100	2,400	3,700	5,200	7,600			1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
11	11	2,100	2,400	3,700	5,200	7,600	12	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300	
		2,100	2,400	3,700	5,200	7,600			1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
12	12	2,100	2,400	3,700	5,200	7,600	13	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400	
		2,100	2,400	3,700	5,200	7,600			1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
13	13	2,200	2,500	3,800	5,400	7,700	14	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400	
		2,200	2,500	3,800	5,400	7,700			1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
14	14	2,200	2,500	3,800	5,400	7,700	15	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400	
		2,200	2,500	3,800	5,400	7,700			1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
15	15	2,200	2,500	3,800	5,400	7,700	16	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400	
		2,200	2,500	3,800	5,400	7,700			1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
16	16	2,200	2,500	3,800	5,400	7,700	17	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500	
		2,200	2,500	3,800	5,400	7,700			1,600	1,800	2,800	3,800	5,500
17	17	2,300	2,600	4,100	5,500	7,900	18	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500	
		2,300	2,600	4,100	5,500	7,900			1,600	1,800	2,800	3,800	5,500
18	18	2,300	2,600	4,100	5,500	7,900	19	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500	
		2,300	2,600	4,100	5,500	7,900			1,600	1,800	2,800	3,800	5,500
19	19	2,300	2,600	4,100	5,500	7,900	20	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500	
		2,300	2,600	4,100	5,500	7,900			1,600	1,800	2,800	3,800	5,500
20	20	2,300	2,600	4,100	5,500	7,900	21	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600	
		2,300	2,600	4,100	5,500	7,900			1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
21	21	2,400	2,800	4,300	5,700	8,000	22	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600	
		2,400	2,800	4,300	5,700	8,000			1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
22	22	2,400	2,800	4,300	5,700	8,000	23	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600	
		2,400	2,800	4,300	5,700	8,000			1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
23	23	2,400	2,800	4,300	5,700	8,000	24	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600	
		2,400	2,800	4,300	5,700	8,000			1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
24	24	2,600	2,900	4,500	5,900	8,000	25	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600	
		2,600	2,900	4,500	5,900	8,000			1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
25	25	2,600	2,900	4,500	5,900	8,000	26	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600	
		2,600	2,900	4,500	5,900	8,000			1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
26	26	2,600	2,900	4,500	5,900	8,000	27	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600	
		2,600	2,900	4,500	5,900	8,000			1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
27	27	2,600	2,900	4,500	5,900	8,000	28	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600	
		2,600	2,900	4,500	5,900	8,000			1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
28	28	2,600	2,900	4,500	5,900	8,000	29	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600	
		2,600	2,900	4,500	5,900	8,000			1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
29	29	2,700	3,000	4,800	6,000	8,000	30	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600	
		2,700	3,000	4,800	6,000	8,000			1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
30	30	2,700	3,000	4,800	6,000	8,000	31	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600	
		2,700	3,000	4,800	6,000	8,000			1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
31	31	2,700	3,000	4,800	6,000	8,000	32	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600	
		2,700	3,000	4,800	6,000	8,000			1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
32	32	2,700	3,000	4,800	6,000	8,000	33	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600	
		2,700	3,000	4,800	6,000	8,000			1,900	2,200	3,400	4,200	5,600
33	33	2,800	3,200	4,900	6,100	8,000	34	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600	
		2,800	3,200	4,900	6,100	8,000			1,900	2,200	3,400	4,200	5,600
34	34	2,800	3,200	4,900	6,100	8,000	35	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600	
		2,800	3,200	4,900	6,100	8,000			1,900	2,200	3,400	4,200	5,600
35	35	2,800	3,200	4,900	6,100	8,000	36	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600	
		2,800	3,200	4,900	6,100	8,000			1,900	2,200	3,400	4,200	5,600
36	36	2,800	3,200	4,900	6,100	8,000			1,900	2,200	3,400	4,200	5,600

旧							新						
	37	2,900	3,300	5,100	6,300	8,000		37	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
	38	2,900	3,300	5,100	6,300	8,000		38	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
	39	2,900	3,300	5,100	6,300	8,000		39	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
	40	2,900	3,300	5,100	6,300	8,000		40	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
	41	3,100	3,500	5,300	6,400	8,000		41	2,200	2,400	3,700	4,400	5,600
	42	3,100	3,500	5,300	6,400			42	2,200	2,400	3,700	4,400	
	43	3,100	3,500	5,300	6,400			43	2,200	2,400	3,700	4,400	
	44	3,100	3,500	5,300	6,400			44	2,200	2,400	3,700	4,400	
	45	3,200	3,700	5,400	6,600			45	2,200	2,600	3,800	4,600	
	46	3,200	3,700	5,400	6,600			46	2,200	2,600	3,800	4,600	
	47	3,200	3,700	5,400	6,600			47	2,200	2,600	3,800	4,600	
	48	3,200	3,700	5,400	6,600			48	2,200	2,600	3,800	4,600	
	49	3,300	3,800	5,500	6,800			49	2,300	2,700	3,800	4,700	
	50	3,300	3,800	5,500	6,800			50	2,300	2,700	3,800	4,700	
	51	3,300	3,800	5,500	6,800			51	2,300	2,700	3,800	4,700	
	52	3,300	3,800	5,500	6,800			52	2,300	2,700	3,800	4,700	
	53	3,400	4,100	5,600	6,900			53	2,400	2,800	3,900	4,700	
	54	3,400	4,100	5,600	6,900			54	2,400	2,800	3,900	4,700	
	55	3,400	4,100	5,600	6,900			55	2,400	2,800	3,900	4,700	
	56	3,400	4,100	5,600	6,900			56	2,400	2,800	3,900	4,700	
	57	3,500	4,300	5,800	7,000			57	2,400	3,000	4,000	4,800	
	58	3,500	4,300	5,800	7,000			58	2,400	3,000	4,000	4,800	
	59	3,500	4,300	5,800	7,000			59	2,400	3,000	4,000	4,800	
	60	3,500	4,300	5,800	7,000			60	2,400	3,000	4,000	4,800	
	61	3,600	4,500	5,900	7,100			61	2,500	3,200	4,100	4,900	
	62	3,600	4,500	5,900	7,100			62	2,500	3,200	4,100	4,900	
	63	3,600	4,500	5,900	7,100			63	2,500	3,200	4,100	4,900	
	64	3,600	4,500	5,900	7,100			64	2,500	3,200	4,100	4,900	
	65	3,700	4,800	6,100	7,200			65	2,600	3,300	4,200	5,000	
	66	3,700	4,800	6,100	7,200			66	2,600	3,300	4,200	5,000	
	67	3,700	4,800	6,100	7,200			67	2,600	3,300	4,200	5,000	
	68	3,700	4,800	6,100	7,200			68	2,600	3,300	4,200	5,000	
	69	3,800	4,900	6,200	7,300			69	2,600	3,400	4,300	5,200	
	70	3,800	4,900	6,200	7,300			70	2,600	3,400	4,300	5,200	

日						新					
	71	3,800	4,900	6,200	7,300			71	2,600	3,400	4,300
	72	3,800	4,900	6,200	7,300			72	2,600	3,400	4,300
	73	3,900	5,100	6,300	7,400			73	2,700	3,500	4,400
	74	3,900	5,100	6,300	7,400			74	2,700	3,500	4,400
	75	3,900	5,100	6,300	7,400			75	2,700	3,500	4,400
	76	3,900	5,100	6,300	7,400			76	2,700	3,500	4,400
	77	4,000	5,300	6,500	7,500			77	2,800	3,700	4,400
	78	4,000	5,300	6,500	7,500			78	2,800	3,700	4,400
	79	4,000	5,300	6,500	7,500			79	2,800	3,700	4,400
	80	4,000	5,300	6,500	7,500			80	2,800	3,700	4,400
	81	4,100	5,400	6,600	7,500			81	2,800	3,800	4,500
	82	4,100	5,400	6,600	7,500			82	2,800	3,800	4,500
	83	4,100	5,400	6,600	7,500			83	2,800	3,800	4,500
	84	4,100	5,400	6,600	7,500			84	2,800	3,800	4,500
	85	4,100	5,500	6,700	7,600			85	2,800	3,800	4,600
	86	4,100	5,500	6,700	7,600			86	2,800	3,800	4,600
	87	4,100	5,500	6,700	7,600			87	2,800	3,800	4,600
	88	4,100	5,500	6,700	7,600			88	2,800	3,800	4,600
	89	4,200	5,600	6,800	7,700			89	2,900	3,900	4,700
	90	4,200	5,600	6,800	7,700			90	2,900	3,900	4,700
	91	4,200	5,600	6,800	7,700			91	2,900	3,900	4,700
	92	4,200	5,600	6,800	7,700			92	2,900	3,900	4,700
	93	4,300	5,800	6,900	7,700			93	3,000	4,000	4,800
	94	4,300	5,800	6,900	7,700			94	3,000	4,000	4,800
	95	4,300	5,800	6,900	7,700			95	3,000	4,000	4,800
	96	4,300	5,800	6,900	7,700			96	3,000	4,000	4,800
	97	4,400	5,900	7,000	7,700			97	3,100	4,100	4,900
	98	4,400	5,900	7,000	7,700			98	3,100	4,100	4,900
	99	4,400	5,900	7,000	7,700			99	3,100	4,100	4,900
	100	4,400	5,900	7,000	7,700			100	3,100	4,100	4,900
	101	4,400	6,100	7,000	7,700			101	3,100	4,200	5,100
	102	4,400	6,100	7,000	7,700			102	3,100	4,200	5,100
	103	4,400	6,100	7,000	7,700			103	3,100	4,200	5,100
	104	4,400	6,100	7,000	7,700			104	3,100	4,200	5,100

旧					新				
105	4,500	6,200	7,200	7,700			105	3,200	4,300
106	4,500	6,200	7,200	7,700			106	3,200	4,300
107	4,500	6,200	7,200	7,700			107	3,200	4,300
108	4,500	6,200	7,200	7,700			108	3,200	4,300
109	4,500	6,300	7,200	7,700			109	3,200	4,400
110	4,500	6,300	7,200				110	3,200	4,400
111	4,500	6,300	7,200				111	3,200	4,400
112	4,500	6,300	7,200				112	3,200	4,400
113	4,600	6,400	7,300				113	3,200	4,400
114	4,600	6,400	7,300				114	3,200	4,400
115	4,600	6,400	7,300				115	3,200	4,400
116	4,600	6,400	7,300				116	3,200	4,400
117	4,700	6,500	7,400				117	3,300	4,500
118	4,700	6,500	7,400				118	3,300	4,500
119	4,700	6,500	7,400				119	3,300	4,500
120	4,700	6,500	7,400				120	3,300	4,500
121	4,700	6,600	7,500				121	3,300	4,600
122	4,700	6,600	7,500				122	3,300	4,600
123	4,700	6,600	7,500				123	3,300	4,600
124	4,700	6,600	7,500				124	3,300	4,600
125	4,800	6,700	7,500				125	3,300	4,700
126	4,800	6,700	7,500				126	3,300	4,700
127	4,800	6,700	7,500				127	3,300	4,700
128	4,800	6,700	7,500				128	3,300	4,700
129	4,900	6,800	7,500				129	3,400	4,700
130	4,900	6,800	7,500				130	3,400	4,700
131	4,900	6,800	7,500				131	3,400	4,700
132	4,900	6,800	7,500				132	3,400	4,700
133	4,900	6,900	7,500				133	3,400	4,700
134	4,900	6,900	7,500				134	3,400	4,700
135	4,900	6,900	7,500				135	3,400	4,700
136	4,900	6,900	7,500				136	3,400	4,700
137	4,900	6,900	7,500				137	3,400	4,700
138	4,900	6,900					138	3,400	4,700

	旧			新				
	139	4,900	6,900		139	3,400	4,700	
140	4,900	6,900			140	3,400	4,700	
141	5,000	6,900			141	3,500	4,700	
142	5,000	6,900			142	3,500	4,700	
143	5,000	6,900			143	3,500	4,700	
144	5,000	6,900			144	3,500	4,700	
145	5,100	7,100			145	3,500	4,800	
146	5,100	7,100			146	3,500	4,800	
147	5,100	7,100			147	3,500	4,800	
148	5,100	7,100			148	3,500	4,800	
149	5,100	7,100			149	3,500	4,900	
150	5,100	7,100			150	3,500	4,900	
151	5,100	7,100			151	3,500	4,900	
152	5,100	7,100			152	3,500	4,900	
153	5,100	7,200			153	3,500	4,900	
154	5,100	7,200			154	3,500	4,900	
155	5,100	7,200			155	3,500	4,900	
156	5,100	7,200			156	3,500	4,900	
157	5,200	7,300			157	3,600	4,900	
158	5,200	7,300			158	3,600	4,900	
159	5,200	7,300			159	3,600	4,900	
160	5,200	7,300			160	3,600	4,900	
161	5,300	7,300			161	3,700	5,100	
162	5,300	7,300			162	3,700	5,100	
163	5,300	7,300			163	3,700	5,100	
164	5,300	7,300			164	3,700	5,100	
165	5,300	7,400			165	3,700	5,100	
166		7,400			166		5,100	
167		7,400			167		5,100	
168		7,400			168		5,100	
169		7,400			169		5,100	
170		7,400			170		5,100	
171		7,400			171		5,100	
172		7,400			172		5,100	

	旧						新							
	173		7,500					173		5,200				
	174		7,500					174		5,200				
	175		7,500					175		5,200				
	176		7,500					176		5,200				
	177		7,500					177		5,200				
	178		7,500					178		5,200				
	179		7,500					179		5,200				
	180		7,500					180		5,200				
	181		7,500					181		5,200				
	182		7,500					182		5,200				
	183		7,500					183		5,200				
	184		7,500					184		5,200				
	185		7,500					185		5,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 育職 員		3,200	3,800	4,300	5,100	6,400		定年 前再 任用 短時 間勤 務教 育職 員		2,200	2,700	3,000	3,500	4,400

別表第3(第5条の3関係)

中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者

号給	給料月額
1	2,100
2	2,100
3	2,100
4	2,100
5	2,300
6	2,300
7	2,300
8	2,300
9	2,400

別表第3(第5条の3関係)

中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者

号給	給料月額
1	1,400
2	1,400
3	1,400
4	1,400
5	1,600
6	1,600
7	1,600
8	1,600
9	1,700

旧		新	
10		2,400	10
11		2,400	11
12		2,400	12
13		2,500	13
14		2,500	14
15		2,500	15
16		2,500	16
17		2,600	17
18		2,600	18
19		2,600	19
20		2,600	20
21		2,800	21
22		2,800	22
23		2,800	23
24		2,800	24
25		2,900	25
26		2,900	26
27		2,900	27
28		2,900	28
29		3,000	29
30		3,000	30
31		3,000	31
32		3,000	32
33		3,200	33
34		3,200	34
35		3,200	35
36		3,200	36
37		3,300	37
38		3,300	38
39		3,300	39
40		3,300	40
41		3,500	41
42		3,500	42
43		3,500	43
44		3,500	44

旧		新	
45	<u>3,700</u>	45	<u>2,600</u>
46	<u>3,700</u>	46	<u>2,600</u>
47	<u>3,700</u>	47	<u>2,600</u>
48	<u>3,700</u>	48	<u>2,600</u>
49	<u>3,800</u>	49	<u>2,700</u>
50	<u>3,800</u>	50	<u>2,700</u>
51	<u>3,800</u>	51	<u>2,700</u>
52	<u>3,800</u>	52	<u>2,700</u>
53	<u>4,100</u>	53	<u>2,800</u>
54	<u>4,100</u>	54	<u>2,800</u>
55	<u>4,100</u>	55	<u>2,800</u>
56	<u>4,100</u>	56	<u>2,800</u>
57	<u>4,300</u>	57	<u>3,000</u>
58	<u>4,300</u>	58	<u>3,000</u>
59	<u>4,300</u>	59	<u>3,000</u>
60	<u>4,300</u>	60	<u>3,000</u>
61	<u>4,500</u>	61	<u>3,200</u>
62	<u>4,500</u>	62	<u>3,200</u>
63	<u>4,500</u>	63	<u>3,200</u>
64	<u>4,500</u>	64	<u>3,200</u>
65	<u>4,800</u>	65	<u>3,300</u>
66	<u>4,800</u>	66	<u>3,300</u>
67	<u>4,800</u>	67	<u>3,300</u>
68	<u>4,800</u>	68	<u>3,300</u>
69	<u>4,900</u>	69	<u>3,400</u>
70	<u>4,900</u>	70	<u>3,400</u>
71	<u>4,900</u>	71	<u>3,400</u>
72	<u>4,900</u>	72	<u>3,400</u>
73	<u>5,100</u>	73	<u>3,500</u>
74	<u>5,100</u>	74	<u>3,500</u>
75	<u>5,100</u>	75	<u>3,500</u>
76	<u>5,100</u>	76	<u>3,500</u>
77	<u>5,300</u>	77	<u>3,700</u>
78	<u>5,300</u>	78	<u>3,700</u>
79	<u>5,300</u>	79	<u>3,700</u>

旧		新		
80		5,300	80	3,700
81		5,400	81	3,800
82		5,400	82	3,800
83		5,400	83	3,800
84		5,400	84	3,800
85		5,500	85	3,800
86		5,500	86	3,800
87		5,500	87	3,800
88		5,500	88	3,800
89		5,600	89	3,900
90		5,600	90	3,900
91		5,600	91	3,900
92		5,600	92	3,900
93		5,800	93	4,000
94		5,800	94	4,000
95		5,800	95	4,000
96		5,800	96	4,000
97		5,900	97	4,100
98		5,900	98	4,100
99		5,900	99	4,100
100		5,900	100	4,100
101		6,100	101	4,200
102		6,100	102	4,200
103		6,100	103	4,200
104		6,100	104	4,200
105		6,200	105	4,300
106		6,200	106	4,300
107		6,200	107	4,300
108		6,200	108	4,300
109		6,300	109	4,400
110		6,300	110	4,400
111		6,300	111	4,400
112		6,300	112	4,400
113		6,400	113	4,400
114		6,400	114	4,400

旧		新	
115		6,400	115
116		6,400	116
117		6,500	117
118		6,500	118
119		6,500	119
120		6,500	120
121		6,600	121
122		6,600	122
123		6,600	123
124		6,600	124
125		6,700	125
126		6,700	126
127		6,700	127
128		6,700	128
129		6,800	129
130		6,800	130
131		6,800	131
132		6,800	132
133		6,900	133
134		6,900	134
135		6,900	135
136		6,900	136
137		6,900	137
138		6,900	138
139		6,900	139
140		6,900	140
141		6,900	141
142		6,900	142
143		6,900	143
144		6,900	144
145		7,100	145
146		7,100	146
147		7,100	147
148		7,100	148
149		7,100	149

旧		新		
150		7,100	150	4,900
151		7,100	151	4,900
152		7,100	152	4,900
153		7,200	153	4,900
154		7,200	154	4,900
155		7,200	155	4,900
156		7,200	156	4,900
157		7,300	157	4,900
158		7,300	158	4,900
159		7,300	159	4,900
160		7,300	160	4,900
161		7,300	161	5,100
162		7,300	162	5,100
163		7,300	163	5,100
164		7,300	164	5,100
165		7,400	165	5,100
166		7,400	166	5,100
167		7,400	167	5,100
168		7,400	168	5,100
169		7,400	169	5,100
170		7,400	170	5,100
171		7,400	171	5,100
172		7,400	172	5,100
173		7,500	173	5,200
174		7,500	174	5,200
175		7,500	175	5,200
176		7,500	176	5,200
177		7,500	177	5,200
178		7,500	178	5,200
179		7,500	179	5,200
180		7,500	180	5,200
181		7,500	181	5,200
182		7,500	182	5,200
183		7,500	183	5,200
184		7,500	184	5,200

旧		新
185	7,500	185